技術基準策定手順書(改正案)

技術基準策定手順書

(圧力容器規格委員会改正承認平成 年 月 日)

第1条から第10条まで 略

(分科会委員、解釈専門分科会委員等の任期)

- 第11条 規程第16条第4項の技術基準策定手順書に定める分 科会委員の任期は、3年とする。
- 2 規程第16条第7項の分科会特任委員は、任命の日からその 時点における<u>分科会</u>委員の任期終了まで又は担当する特定の議 題を含む技術基準案の審議が終了するまでの期間をその任期と する。
- 3 規程第17条第4項の技術基準策定手順書に定める解釈専門 分科会委員の任期は、3年とし、規程第17条8項の解釈専門 分科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における解釈 専門分科会委員の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運 用解釈の検討が終了するまでの期間とする。

第12条から第23条まで 略

(特例措置)

- 第24条 第3条から前条までの規定により難い事由が生じたと きは、規程に定める各規定を満たす範囲内で委員会の決議によ ることができる。
- 2 前項の決議は、規程第19条によらなければならない。

技術基準策定手順書(現行)

技術基準策定手順書

(圧力容器規格委員会承認平成18年9月1日)

第1条から第10条まで 略

(分科会委員、解釈専門分科会委員等の任期)

- 第11条 規程第16条第4項の技術基準策定手順書に定める分 科会委員の任期は、<u>任命の日からその時点における委員会委員</u> の任期終了までの期間とする。
- 2 規程第16条第7項の分科会特任委員は、任命の日からその 時点における<u>委員会</u>委員の任期終了まで又は担当する特定の議 題を含む技術基準案の審議が<u>委員会において</u>終了するまでの期 間をその任期とする。
- 3 規程第17条第4項の技術基準策定手順書に定める解釈専門 分科会委員の任期は、任命の日からその時点における委員会委 員の任期終了までの期間とし、規程第17条8項の解釈専門分 科会特任委員の任期は、任命の日からその時点における<u>委員会</u> 委員の任期終了まで又は特定の分野の質疑応答・運用解釈の検 討が終了するまでの期間とする。

第12条から第23条まで 略

(手順書の承認)

- 第25条 本手順書の制定、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。
- 2 前項の決議は、規程第19条によらなければならない。

様式 略

(手順書の承認)

第24条 本手順書の制定、変更又は廃止は、委員会の決議を要する。

2 前項の決議は、規程第19条<u>第5項</u>によらなければならない。

様式 略